

◇特集・子供を大切に市政◇

「市政への考え方」より

重要施策の方向 第3には重点施策の方向を二つにわけてのべたいと思います。その一つは、**子供を大切に市政**ということ、あえて「子供を大切に市政」といったのは、ややもすると学校教育に限定して考えられがちな教育を、広い意味でとらえてみたいからです。すなわち主として2部授業・不正常授業の解消、危険校舎の改築などを含めた義務教育諸施設の拡充整備、父母負担の軽減をはかることは当然として、今まで第二義的に考えられがちであった教育環境の整備にも目をむけていくことが必要であると思います。

そのためには、なによりも生活環境の整備と市民生活の安定をはかることが根本でして、母子福祉、老人福祉、児童福祉を中心として社会保障を充実し、横浜から貧乏を追放することが大切だと考えます。特に前市長が力点をおかれた青少年対策についても、青少年非行化傾向を青少年という段階だけでとらえたのではもはや遅すぎると思います。ですから私たちは児童福祉法、児童憲章に基づき、発育期からの成長過程において、すでに健全な生活環境を確保しなければなりません。

この場合、とくに強調したい点は幼児教育です。その人の性格を決定するものは、3才までに定められた性向だということは既に定説です。しかし現状では両親が忙しすぎる、家庭と仕事場が一緒である、遊び場がない、遊びの指導者がいないといった具合で、母親が自分の手で子供を育てしつけるというたてまえがひどくゆがめられてきました。すなわち、都市の急速な発展が家庭環境を著しく破壊しているのです。私は、そんな視点で特に就学前教育に力を入れたいと思うのですが、本市の保育行政は他の5大市に比べてかなり立ち遅れているといっても過言ではないでしょう。

例えば既設の児童福祉施設、母子福祉施設とともに保育所の整備充実、民間社会福祉事業への援助をはかって、保育所というものに、本来の使命である地域子供センターの役割をも発揮させるようにしたいと考えています。そしてさらに私は、児童相談所を拡充するとともに環境のよい地域を選んで保育センターの新設を検討してみたいのです。ここでは保母、保健婦看護婦ばかりでなく、児童相談所、教育研究所、市民病院と直結させて、子供の健全育成ということを考えてみたいと思うのです。すなわち、ここでは母親の本能である「生み育てる」人間的努力を市政運営のもととして、取り入れていきたいのです。

このような方向をさらに発展させて社会教育、大学その他教育諸機関の充実、文化の振興を新たな立場からとりあげなければなりません。

青少年育成のため当面する重点施策について

横浜市の青少年をよりよく育成するために、総合的な立場にたった検討がなされる必要がある。市長はその附属機関である横浜市青少年問題協議会に十分検討をするよう要請し青少年問題協議会のなかに専門委員会を設置して、部門別に種々検討を加えてきた。特に企画調査専門委員会においては青少年育成上、当面する重点施策について、昨年末より数回にわたり審議を行ない、別項の通り原案を作成した。去る5月23日に開催された横浜市青少年問題協議会の議を経て、会長より市長に対して意見具申を行なった。

この意見具申は当面する重点項目のみを示したものであり、その具体化のためには、市の行政部門が連絡調整を行なう「子供を大切にす市政推進連絡会議」にはかり、実施していく予定をたてている。以下その意見具申の内容を示すと次の通りである。

横浜市長 飛鳥田一雄殿

昭和39年5月23日
横浜市青少年問題協議会
会長 飛鳥田一雄

横浜市青少年対策に関する意見具申書

横浜市においては、ここ数年に亘り高度経済成長に伴い、人口は急激に増大し、とりわけ、市域の周辺に工場、団地、宅地等の急増による市街地化が進み、現状はまさに青少年の育成に必要な太陽と緑と空間が失なわれようとしている。

横浜市の輝かしい発展のために、青少年の育成を十分に考慮した都市づくりを行うことは勿論であるが、青少年の人間形成を顧慮し、その発達段階に応じて、次のことを当面の重点的対策としてとりあげた次第である。早急に実現されることを要望する。

記

1 乳 幼 児 期 家庭教育を振興するため、母親の組織づくりを進めることが重要である。具体的には三才児検診をとりあげ、心身の発育、家庭環境等、総合的に人格形成上の問題点を把握する必要がある、更に家庭教育を振興するための組織、機関の整備と、そのための人的構成が用意されるべきである。

2 学 童 期 (1) 児 童 期 この時期においては、学校及び家庭の教育の重要なことはいうまでもないが、問題は主として校外生活に関心をむけられなければならない。

家庭や学校を離れて、仲間をつくって遊ぶこの時期の子供たちのために、必要な組織と環境を整え、十分に安全を確保する必要がある。

(2) 生 徒 期 最近の青少年の非行化傾向は、著しく集団化と低年令化の方向にあり、従って問題の把握と、その矯正のために、学校単位にカウンセラー（補導教師）及びケースワーカー（訪問教師）を配置する必要がある。なお、その十分なる機能を発揮させるためには、学校の全教職員の協力と、学校管理者の十分なる理解を求めべきである。

3 青 年 期 この時期においては、勤労青少年特に流入勤労青少年の問題と、問題青少年の対策とがとりあげられる。本市における勤労青少年の実態を把握し、彼らが安定した市民生活をもてるよう、生活相談機構を整備し、余暇活動の拠点となる施設、例えば青少年の家、憩いの家等を与え、更に雇用主に対しても勤労青少年のグループ活動や定時制高校などでの勉学の奨励について、十分な理解と協力が得られるよう、配慮すべきである。問題青少年の対策としては、関係機関や組織の充実と、その連絡の強化を図るとともに環境の浄化と整備につとめ、青少年が日常容易に利用できるスポーツ施設等の拠点を総合的な施設として、少くとも各区に用意する必要がある。